富山市安全で安心なまちづくりの推進に関する
行　　動　　計　　画

平成24年2月策定

令和8年9月改定

富　山　市

目　　次

1　安全で安心なまちづくりの推進に関する行動計画策定の趣旨　‥ 1P

2　安全で安心なまちづくりの推進に関する行動計画の担い手と役割　‥ 2P

3　安全で安心なまちづくりの推進の具体的な行動計画　‥‥‥‥‥‥ 4P

　① 防犯設備の設置等　‥‥‥‥‥‥ 5P

　② 自主防犯団体への支援　‥‥‥‥‥‥ 6P

　③ 高齢者等の安全確保　‥‥‥‥‥‥ 7P

　④ 無施錠被害の防止対策　‥‥‥‥‥‥ 8P

　⑤ 万引きの防止対策　‥‥‥‥‥‥ 9P

　⑥ 犯罪被害者等への支援　‥‥‥‥‥‥ 10P

　⑦ 安全で安心なまちづくり推進月間の設定　‥‥‥‥‥‥ 11P

　⑧ 防犯活動の強化　‥‥‥‥‥‥ 12P

4　安全で安心なまちづくりの推進に関する行動計画の見直し　‥‥‥ 13P

1　安全で安心なまちづくりの推進に関する行動計画策定の趣旨

高度情報化や国際化の進展、また、少子高齢化や核家族化の進行により社会情勢が急激に変化する中で、犯罪の形態が複雑化・巧妙化している反面、わが国の刑法犯認知件数は、平成14年の 2,853,739 件をピークに減少してきましたが、令和7年は、77 万 4,142 件（前年比3万 6,463 件、4.9％増加）と令和 3 年から4年連続で前年を上回った。本県でも平成14年の 17,660 件をピークに減少（令和4年 3,929 件）してきましたが、令和5年は 4,501 件、令和6年 4,991 件、令和7年は5，337件と3年続けて増加しており、今後の状況について注視すべき状況にあります。

本市における犯罪認知件数についても、市域を管轄する警察署や各防犯協会、防犯パトロール隊や子ども見守り隊などの各種防犯活動の取組みにより減少傾向にありましたが、令和5年以降は同様に増加しており自転車盗難や車上狙い、一般住宅への空き巣などでは、鍵をかけていない状態で被害にあったものが依然として多数を占めています。

このような身近なところで発生する犯罪は、「自分の安全は自分で守る」「地域の安全は地域で守る」という基本的な認識に立ち返り、市民一人ひとりが自らの規範意識・防犯意識を高め、かつ相互に協力し合うことで、その発生を未然に防ぐことができます。

本市では、更なる犯罪被害防止に向けた取組みを行い、犯罪のない「安全で安心なまち」の実現を目指すべきであると、富山市議会厚生常任委員会が「富山市安全で安心なまちづくり推進条例」を平成23年3月議会に提出し、可決・交付されています。

この安全で安心なまちづくりの推進に関する行動計画は、市、市民及び事業者等が一体となって犯罪の防止のための活動や、犯罪の防止に配慮した環境整備に取り組んでいく方策を示すために策定するものです。

2 安全で安心なまちづくりの推進に関する行動計画の担い手と役割

安全で安心なまちづくりは、市民一人ひとりが社会規範を遵守し、お互いが支えあうきずなのある地域社会の形成を基本とし、自らの地域は自らで守るという認識のもと、市、市民及び事業者等がそれぞれの責務を果たしつつ、相互に連携し協力して推進します。

安全で安心なまちづくりの推進に関する行動計画に掲げる市民、事業者、土地所有者等の定義及び市、市民、事業者、土地所有者等の役割については次のとおりです。

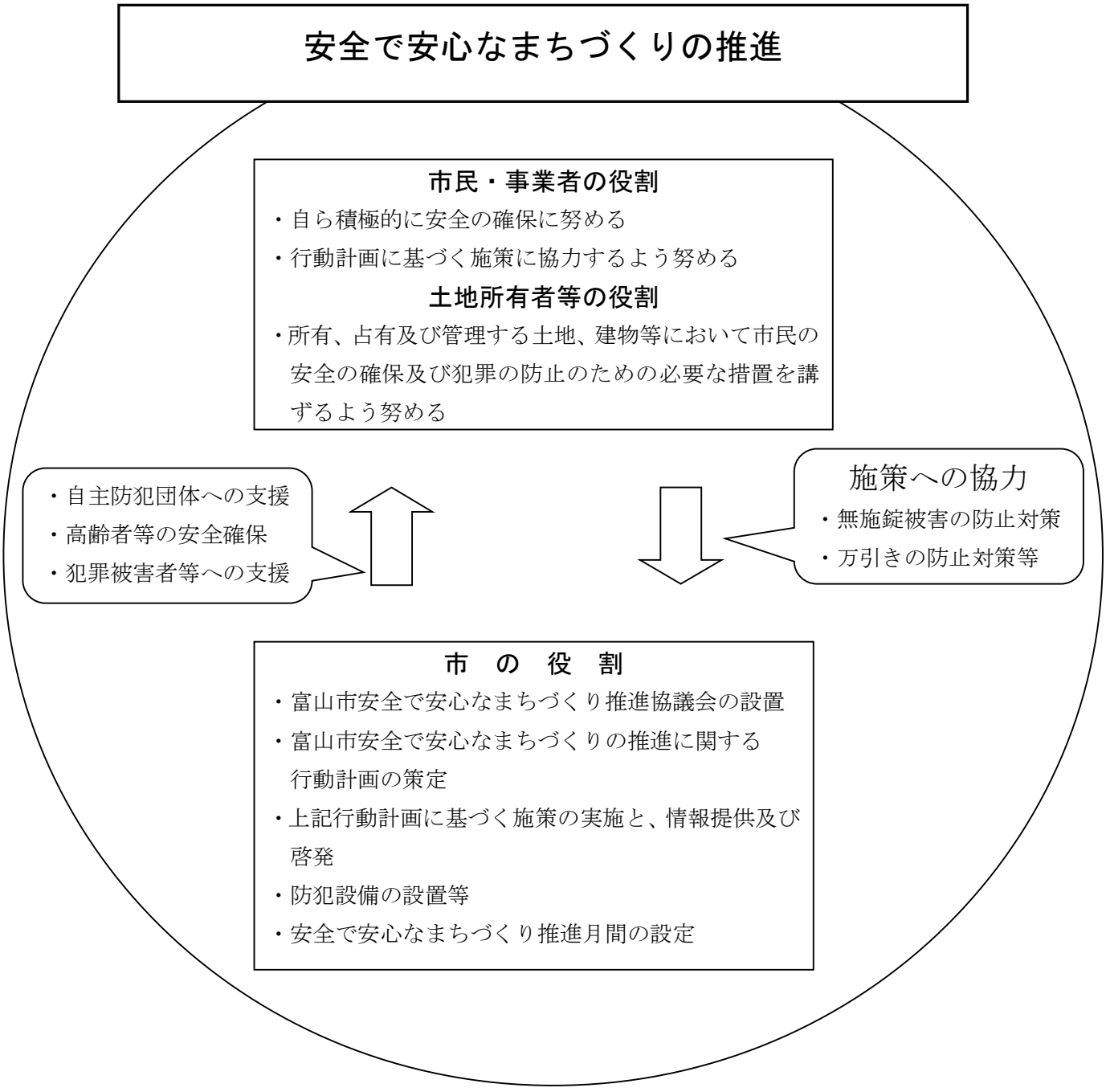
○市民、事業者、土地所有者等の定義

市　　民	市内に住所を有する者、市内に存する事務所又は事業所に勤務する者、市内に存する学校に在学する者及び市内に滞在する者
事　業　者	市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
土地所有者等	市内に土地、建物その他の工作物を所有し、占有し、又は管理する者

○市、市民、事業者、土地所有者等の役割

市	・基本理念にのっとり、安全で安心なまちづくりの推進に関する行動計画を策定し、これに基づく施策を実施する ・施策の実施にあたり、国、県、市民、及び事業者との連絡調整を緊密に行う ・市民及び事業者に対して、犯罪の防止に関する情報の提供及び啓発を行う
市民及び 事 業 者	・自ら積極的に安全の確保に努める ・基本理念にのっとり、安全で安心なまちづくりを推進するよう努める ・行動計画に基づく施策に協力するよう努める
土地所有者等	・所有、占有及び管理する土地、建物その他の工作物において、市民の安全の確保及び犯罪の防止のための必要な措置を講ずるよう努める ・行動計画に基づく施策に協力するよう努める

行動計画の担い手と役割(構成図)



3　安全で安心なまちづくりの推進の具体的な行動計画

本市における犯罪は、窃盗犯が犯罪認知件数全体の約7割を占めています。その他粗暴犯、凶悪犯、知能犯、風俗犯など様々な犯罪も発生しています。

このような現状を踏まえ、「富山市安全で安心なまちづくり推進条例」に基づき、次の8項目を主要な取組みとして位置づけ、具体的な行動計画を策定します。

① 防犯設備の設置等

② 自主防犯団体への支援

③ 高齢者等の安全確保

④ 無施錠被害の防止対策

⑤ 万引きの防止対策

⑥ 犯罪被害者等への支援

⑦ 安全で安心なまちづくり推進月間の設定

⑧ 防犯活動の強化

① 防犯設備の設置等

1 本市の現状

本市では、犯罪被害を防止するため、犯罪を防止する環境の整備として、市が管理する道路等に街灯（防犯灯）を令和7年度までに 51,967灯設置して犯罪の防止に努めています。

2 具体的な行動計画（防犯設備の強化）

（1） 新設の施設

市は、道路、公園その他新しい施設を整備する場合には、犯罪の防止を考慮し、必要に応じて防犯灯や防犯カメラ等の防犯設備を設置するよう努めます。

（2） 既存の施設

市は、既存の施設に対し、犯罪の防止に必要と判断した場合には、防犯灯や防犯カメラ等の防犯設備を設置します。

（3） 公共空間における防犯カメラの設置

市は、通学路における子どもの安全確保等を目的に、人通りが多く、カメラの設置が人目につきやすい幹線道路や交通の要所に防犯カメラを設置し、犯罪の抑止と体感治安の向上を図ります。

（4） プライバシー等の配慮

防犯カメラの設置については、プライバシーをはじめとした個々の有する権利を損なうことのないよう十分に配慮します。

② 自主防犯団体への支援

1 本市の現状

本市では、市内の3警察署管轄（富山中央・富山西・富山南）ごとに設置された防犯協会のほか、地域、地区・校区等の単位で活動する防犯パトロール隊、PTA防犯ボランティアやその他防犯活動を自主的に行う個人や団体等が、それぞれの地域に根ざした防犯活動や防犯意識向上のための啓発活動を実施し、犯罪の未然防止に努めています。

2 具体的な行動計画（自主防犯団体への支援）

（1） 情報提供、助言等の支援

市は、3警察署管轄ごとに、自主防犯団体に対し「安全で安心なまちづくり研修会」を実施し、自主防犯団体の活動が適切かつ効果的なものになるよう情報提供及び助言等の支援を行います。

（2） 拠点施設の支援

市内73地区センター及び4行政サービスセンター・2中核型地区センターが、それぞれの地区や校区単位等で活動する自主防犯団体に、市内3警察署からの不審者や犯罪等に関する情報の提供を行うなど、拠点施設として支援できるよう環境整備を図ります。

③ 高齢者等の安全確保

1 本市の現状

本市では、高齢者を狙った振り込め詐欺や悪質商法等、児童・生徒への不審者からの声かけ・車によるつきまとい事案など、高齢者、障害者、幼児、児童、生徒その他犯罪による被害を受けるおそれが高い者（以下「高齢者等」）に対する被害が発生しています。

2 具体的な行動計画（高齢者等の犯罪被害防止）

（1） 高齢者への対策

市は、悪質商法等による消費者被害等を未然に防止する対策を普及するため、消費生活相談員等による講習会や出前講座を開催します。

また、警察から特殊詐欺等の被害防止に関する情報提供を受け、市の公式LINEアカウントを利用して、被害防止の注意喚起を実施します。

（2） 不審者情報の提供

市は、警察が提供する不審者情報を収集し、庁内のネットワークを利用して迅速に地区センター、幼稚園、保育所、小学校、中学校等へ情報提供します。

（3） 市職員によるパトロール活動の実施

市は、不審者情報に応じて発生場所、時間帯における、青色回転灯を装着した公用車による防犯パトロールを実施するほか、「防犯パトロール実施中」と記載されたステッカーを公用車に貼付し、パトロールを実施します。

④ 無施錠被害の防止対策

1 本市の現状

本市では、令和7年中に自転車盗、車上狙い、住宅対象侵入盗などの窃盗犯が710件発生しており、このうち鍵をかけていない状態で発生した無施錠被害数は525 件と、窃盗犯全体の約7割を超えております。

2 具体的な行動計画(鍵かけ徹底の強化)

(1) 自転車・自動車

市は、自転車や自動車を利用し駐輪、駐車する市民に対し、短時間であっても鍵かけやドアロックを徹底するように、県、警察、市民及び事業者と連絡調整を綿密に行い、効果的な広報と啓発に努めます。

また、市は自転車・自動車の駐車・駐輪場の管理者に対し、利用者へ鍵かけを促す声かけや看板の設置、啓発文書等の配布を行うよう必要な要請を行います。

(2) 住宅・事務所・事業所

市は、外出時には短時間であっても、確実に戸締りをするよう啓発に努めます。

(3) 自転車の整理、放置自転車の適正な管理

市は、公共の駐輪場における自転車の整理、整頓や放置自転車の排除に努めます。

⑤ 万引きの防止対策

1 本市の現状

本市における万引き被害の認知件数は、令和8年上半期では227件で、令和7年上半期 218 件と比較すると 9 件増加しています。

かつて万引は少年非行のイメージがありましたが、現在は65歳以上の高齢者による犯行が多くなっています。

お金をもっているのに万引をしているケースでは、犯罪意識の低下が懸念されます。

2 具体的な行動計画(万引きの防止)

(1) 啓発及び店内における未然防止に向けての環境づくり

市は、万引きを未然に防止するため、県、警察、市民及び事業者と連絡調整を行い、効果的な広報と啓発に努めます。

事業者へは、店内における商品の陳列や万引きの発生しにくい対策等に配慮するなどの協力を要請します。

(2) 未成年者に向けての啓発・指導

市は、児童や生徒を持つ保護者に対し、家庭内において、万引きは犯罪であることを認識させるよう啓発を行い、小学校・中学校・高等学校などへは、児童や生徒に対する教育・指導を要請します。

⑥ 犯罪被害者等への支援

1 現　状

犯罪等で被害に遭われた方やその家族又は遺族の方の多くは、これまでその権利が尊重されてきたとは言い難いばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされるケースも見受けられます。

さらに、犯罪等による直接的（一次的）な被害にとどまらず、その後も間接的（二次的）な被害に苦しめられることも少なくない状況です。

2 具体的な行動計画（犯罪被害者への支援）

（1） 犯罪被害者等支援に関する広報・啓発

市は、犯罪被害者等の置かれた状況等について市民が正しく理解するための広報・啓発活動について、機会を捉えながら効果的に実施します。

また、「犯罪被害者週間」をはじめとした各種啓発活動について、公益社団法人とやま被害者支援センターや県、警察と連携して実施します。

（2） 関係機関との連携

犯罪被害者等に必要な支援を適切かつ円滑に提供できるよう、公益社団人とやま被害者支援センターや県、警察等の関係機関と情報を相互に共有し緊密な連携を図ります。

（3） 経済的支援

犯罪被害者等を経済的に支援し、本市における生活の維持・回復を図ります。

（4） 犯罪被害者等支援総合案内窓口の設置

総合案内窓口の整備により、犯罪被害者等が必要とする行政による支援等の窓口へ速やかに導きます。

⑦ 安全で安心なまちづくり推進月間の設定

1 本市の現状

毎年10月に、全国地域安全運動が実施され、また本県では毎年10月11日を「安全なまちづくりの日」に設定しています。このことから10月には県内各地で防犯啓発イベントが多数開催され、本市の3防犯協会や自主防犯団体も、このイベントに参加・協力しています。

2 具体的な行動計画(安全で安心なまちづくり推進月間の設定)

市は、市民及び事業者に対して、安全で安心なまちづくりへの関心及び理解を深めるため、毎年10月を「富山市安全で安心なまちづくり推進月間」と設定し、その趣旨にふさわしい取組みを行います。

推進月間に取組む事項は下記のとおりです。

1 各種防犯イベントへの参加

2 青色回転灯を装着した市パトロール車を活用した広報・啓発活動の推進

3 市広報・市ホームページを活用した、犯罪被害防止に関する情報の提供

⑧ 防犯活動の強化

1 本市の現状

県、警察、市内3防犯協会や、自主防犯団体が行う防犯啓発活動に、本市も可能な範囲で参加することで、犯罪の未然防止に努めています。

具体的には、警察本部や3警察署、市内3防犯協会の諸行事や地域の自主防犯団体の防犯活動等に出席するなどしています。

また、警察本部等の防犯啓発パンフレットを本市機関の窓口に配置しています。

2 具体的な行動計画(防犯活動の強化)

関係機関との連携

県、警察、自主防犯団体及び市は、相互に連携・協力するためのネットワークを構築することにより、それぞれが行う防犯啓発活動の強化を図り、安全で安心なまちづくりを効果的に推進します。

警察機関との連携については、今まで以上に綿密な連携を図り、不審者等の情報を速やかに受け取り、地区センター等の市関係機関へ伝達することにより犯罪の未然防止に努めるなど、更なる防犯活動の強化を目指します。

４　安全で安心なまちづくりの推進に関する行動計画の見直し

この行動計画については、犯罪情勢の変化等によって新たな課題等が発生したり、策定された計画に見直しが必要な場合には、随時修正を図ることとします。